

第3次伊賀市総合計画 策定方針

Ⅰ 策定にあたって

2024（令和6）年度末には、第2次伊賀市総合計画（第3次基本計画）の期間が満了します。

かつて、議会の議決を経て定めることが義務付けされていた市の総合計画（基本構想）は、2011（平成23）年の地方自治法の改正に伴い、法律上の策定義務がなくなりました。

しかし、伊賀市では、総合計画は、議会の議決を経て策定することとされており、総合計画審議会や住民自治協議会への諮問事項にもなっています。さらには、2022（令和4）年には伊賀市自治基本条例の改正が行われ、総合計画を「総合的かつ計画的に市政を運営するため」の「市の最上位計画」とする規定が新たに設けられたところです。

「勇気と覚悟が未来を創る」をテーマに掲げている現行の「第2次伊賀市総合計画（基本構想）」は、合併時に策定された新市建設計画で描かれた将来像『「ひとが輝く 地域が輝く」伊賀市』を実現させるために、2014（平成26）年に策定されたものです。

伊賀市では、まちづくりは「行政による取り組みだけではなく、多様な主体が当事者意識を持って目標を共有し、協働¹」によって進めるものという考え方に基づいて、総合計画においても、施策ごとに「市民（事業者）」「地域」「行政」それぞれの主体に期待される役割を明記し、協働によるまちづくりを進めてきました。

2021（令和3）年に策定された「第2次伊賀市総合計画（第3次基本計画）」は、コロナ禍²での「新しい生活様式」を確立させるとともに、さらに「誇れる・選ばれる伊賀市」に向けた取り組みを進め、多様な主体との連携により、誰一人取り残さない持続可能な伊賀市（「オール伊賀市」）を実現させることとしています。

新市建設計画も2021（令和3）年度末にはすでにその役割を終え、合併から20年という新たな局面を迎えています。少子高齢化に伴う人口減少など私たちを取り巻く社会情勢も大きく変化しています。私たちは、先人から受け継いできた今あるものを大切にするとともに、こうした情勢の変化に柔軟に対応することも求められています。

合併から20年、あらゆる主体との協働、共創³により、これからの伊賀市の新しいまちづくりを計画的に進めていくために、「第3次伊賀市総合計画」を策定します。

¹協働：市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力すること。（伊賀市自治基本条例第2条）

²コロナ禍：2019(令和元)年末からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行によって引き起こされた様々な災難や危機的状況のこと。

³共創：様々な利害関係者と協働して共に新たな価値を創造するという概念「Co-Creation」の日本語訳。2004年、米シシガン大学ビジネススクール教授 C.K.プラハラードとベンカト・ラマスワミが提起した概念と言われている。

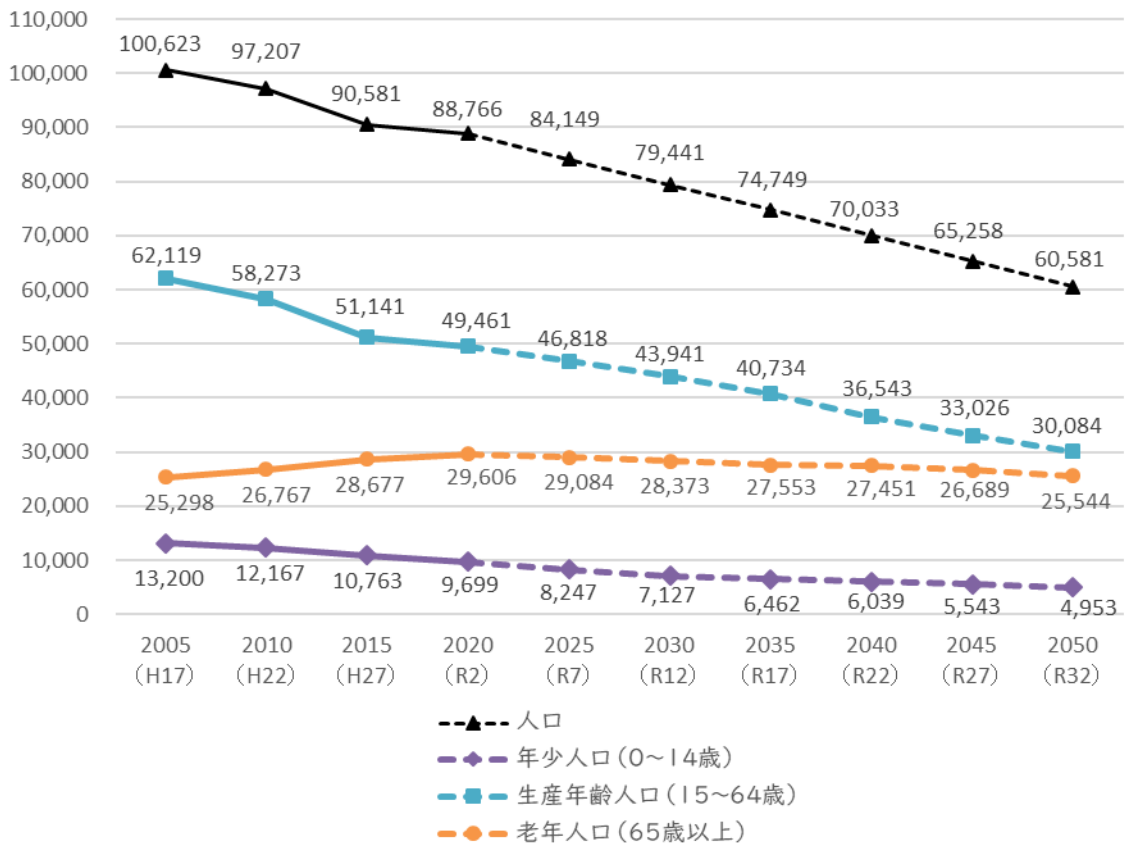
2 基本的な考え方

合併当初10万人を超えていた伊賀市の人口も、近年では毎年1,000人を超えるペースで減り続け、2020（令和2）年の国勢調査で88,766人、2023（令和5年）年11月末現在の住民基本台帳では、86,059人にまで減少しています。2023（令和5）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、伊賀市の人口は、2050（令和32）年には60,581人になると推計されています。

こうした現状を踏まえつつ、これからも持続可能なまちづくりを進めていくために、次の4つを「基本的な考え方」として第3次総合計画を策定します。

なお、あらゆる主体が共有できる分かりやすい表現に努めます。

伊賀市の人口と将来推計（国勢調査と社人研推計による）



	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
年少人口	13,200	12,167	10,763	9,699	8,247	7,127	6,462	6,039	5,543	4,953
生産年齢人口	62,119	58,273	51,141	49,461	46,818	43,941	40,734	36,543	33,026	30,084
老年人口	25,298	26,767	28,677	29,606	29,084	28,373	27,553	27,451	26,689	25,544
人口	100,623	97,207	90,581	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581

①将来像を描きます

これまでの 20 年間の歩みを振り返り、その成果や今後の課題を共有するとともに、統計やデータに基づいた現状分析を行い、現在の伊賀市の強みや弱みを明らかにしたうえで、これから（10 年後、あるいは 2050 年）の伊賀市の「めざす姿」を示します。

②協働・共創によるまちづくりを進めます

まちづくりの主役は市民です。

この計画に掲げる伊賀市の将来像を実現するために、情報を共有し、それぞれがやるべきことを明らかにしたうえで、「協働」さらには「共創」による多様性と包摂性のあるまちづくりを計画的に進めます。なお、取り組みごとに適切な目標を設定し、常にその達成状況を確認することとします。

③時代の流れを力にします

引き続き、人口減少対策に取り組めます。特に、こどもたちが将来にわたってしあわせな生活を送ることができる社会を実現するために、少子化対策などのこども政策を総合的に進める必要があります。

また、コロナ禍を機に、新しい生活様式を確立することが求められるなど、私たちの社会は大きく変容しました。これからのまちづくりには、デジタル技術を活用して社会変革を進めることや、脱炭素社会の実現と経済成長の両立を目指すことも求められています。

④地域力を高めます

持続可能なまちづくりを進めていくためには、全市一体的な取り組みだけでなく、それぞれの地域の資源を活かして、課題を解決することも大切です。

また、「伊賀」の特性を活かし、関係人口を含めた地域内外の多様な主体の参画や、共通の地域課題を抱える他の自治体との連携、さらには国県等との適切な関係づくりなどを進める必要もあります。

3 計画期間

第 2 次総合計画は、計画期間を概ね 10 年間とする「基本構想」と市長任期にあわせた「基本計画」に分かれていましたが、大きな社会情勢の変化等にも的確に対応していくために、第 3 次総合計画では、これらをひとつにまとめます。

計画期間は、これまでの「基本計画」と同様、4 年間とし、これまで総合計画（基本構想）で描いてきた 10 年後の姿も描きながら、そのために必要な具体的な取り組みを明らかにします。

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
市長任期													
総合計画													

【第 3 次総合計画】 2025（令和 7）年度から 2028（令和 10）年度まで

4 構成（イメージ）

（1）これまでの振り返り（成果と課題）と社会情勢の変化

第2次総合計画で取り組んできたこととともに、合併からの20年を振り返ります。

また、少子高齢化による人口減少やコロナ禍等、社会の状況を確認します。

（2）将来像、計画のテーマ

将来（10年後あるいは2050年）の伊賀市のあるべき姿を描くとともに、計画のテーマを設定し、共有します。

（3）分野別の取り組み

分野を再構築するとともに、分野や施策ごとに現状を分析し、課題を把握し、4年間でやるべきこと、それぞれの主体に求められる役割を明らかにします。また、指標の最適化や個別計画との連動を図ります。

（4）横断的な取り組み

10年前に策定された国の「まち・ひと・しごと創生⁴総合戦略」は、コロナ禍による社会情勢の変化を受け、現在、「デジタル田園都市国家構想⁵総合戦略」に引き継がれていることから、伊賀市でもこれまでと同様、「総合戦略」は、「総合計画」に包含することとし、引き続きデジタルの力を活用した課題解決や魅力向上に取り組み、人口減少対策を進めることとします。

また、他の計画等についても、効果的・効率的に進められるよう体系的に整理します。

さらに、各住民自治協議会と行政との連携を強化し、「地域まちづくり計画」に基づくそれぞれの地域の個性を活かした取り組みと、「総合計画」に基づく全市的な取り組みを一体的に進めます。

（5）行政マネジメントの強化

施策や事業の進行管理だけでなく、予算や組織編成などについても一体的に行えるよう、行政マネジメントをさらに強化します。

⁴ まち・ひと・しごと創生：2014（平成26）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこと。

⁵ デジタル田園都市国家構想：デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・進化させることにより、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこと。

5 策定体制

(1) 総合計画等策定本部

市長を本部長とする総合計画等策定本部を設置し、必要な調査検討及び計画案の策定を行います。

(2) 総合計画審議会

伊賀市総合計画審議会条例に基づき、市長は総合計画審議会に諮問し、答申を受けます。

(3) 議会

中間案は、議員全員協議会に示します。

また、最終案は議決すべき事件として市議会に議案として提出します。

(4) 住民自治協議会

伊賀市自治基本条例に基づき、市長は住民自治協議会に諮問し、答申を受けます。

(5) 市民

計画の策定にあたっては、市民の意向が直接反映されるよう、十分な手段を講じます。

- ① 公募委員の起用（総合計画審議会）
- ② 市民アンケート（まちづくりアンケート）の活用
- ③ パブリックコメントやワークショップの実施など

6 策定スケジュール

年月	策定本部		審議会	議会	地域・市民	項目
R 5 12 月	本部会議					策定方針
1 月			審議会	議員全員協議会		
2 月					パブリックコメント	
3 月						
R 6 4 月	本部会議					中間案
5 月			諮 問			
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月	本部会議			議員全員協議会	諮 問	
11 月					パブリックコメント	
12 月					答 申	
1 月						
2 月						
3 月	本部会議		答 申	本会議		最終案